

令和3年度
千葉県当初予算編成に対する要望

令和2年8月27日

千葉県市長会

目 次

【重点要望事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に関する総合的な支援について…………… 5
- 2 子ども医療費助成制度の拡充等について…………… 6
- 3 医療・看護及び福祉人材の確保、医療相談体制の充実、病院運営に対する
財政的支援等について…………… 7
- 4 G I G Aスクール構想の実現に向けた財政措置等の支援について…………… 8

【要望事項】

- 第1 新型コロナウイルス感染症対策の充実強化について…………… 9
(地方行財政の充実強化)
 - 1 新型コロナウイルス感染症対応に係る財源措置等について…………… 9(防災・危機管理行政の充実強化)
 - 2 新型インフルエンザ等対策における主体的な対応に向けた体制整備に
ついて…………… 10(健康福祉行政の充実強化)
 - 3 新型コロナウイルス感染症対策にかかる医療体制の拡充策について…………… 10(商工労働行政の充実強化)
 - 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内経済に対する支援に
ついて…………… 11(農林水産行政の充実強化)
 - 5 農業者の復旧事業に係る新型コロナウイルス感染症への対応について…………… 11
- 第2 地方行財政の充実強化について…………… 13
 - 1 広域連携に取り組む市町村等への財政支援について…………… 13
 - 2 県補助制度等における格差の是正について…………… 13
 - 3 消防団総合整備事業の補助限度額及び種別範囲の拡充について…………… 13
- 第3 総合企画行政の充実強化について…………… 15
 - 1 鉄道駅バリアフリー設備整備に関する支援について…………… 15

第4	防災・危機管理行政の充実強化について	16
1	支援対象となる自然災害及び被災の程度を拡充した被災者支援制度の創設について	16
2	市町村役場機能緊急保全事業について	16
第5	健康福祉行政の充実強化について	17
1	子ども医療費助成制度の拡充等について.....	17
2	新たな感染症に対応できる体制の整備について	18
3	医療・看護及び福祉人材の確保、病院運営に対する財政的支援等について	18
4	保育士確保に向けた処遇改善の取組について	20
5	中央児童相談所の管轄区域の見直し及び安房地域への医療的ケア児が利用できる施設の整備について	20
6	医療相談体制の充実について	21
7	介護保険制度の見直しについて	21
8	国民健康保険における第三者行為事務への財政支援について	21
第6	環境生活行政の充実強化について	23
1	特定外来生物等の増加抑制策等について	23
2	運転免許自主返納者への支援拡充について	23
3	消費生活相談員の派遣、育成制度の確立について	23
第7	農林水産行政の充実強化について	24
1	東総台地地区広域営農団地農道の維持管理における県営事業化及び財政支援について.....	24
2	水産物の漁獲量激減への対策について	24
3	C S F（豚熱）の予防接種に対する財政的支援等について	25
4	有害鳥獣被害対策への支援について	25
5	ノリの不作の原因究明及びノリの品種開発について	25
6	広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について	26

第8 県土整備行政の充実強化について…………… 27

(道路・橋梁)

- 1 広域幹線道路（国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業）の整備促進について…………… 27
- 2 幹線道路（船形バイパス）の整備について…………… 27
- 3 北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について…………… 28
- 4 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の整備促進について…………… 28
- 5 国道296号井野交差点における交差点改良について…………… 28
- 6 主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備について…………… 29
- 7 銚子連絡道路の整備促進について…………… 29
- 8 主要地方道我孫子関宿線の渋滞緩和について…………… 30
- 9 狭隘国県道の道路改良について…………… 30
- 10 千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の早期具体化及び道路ネットワークの充実について…………… 31
- 11 主要地方道松戸野田線の4車線化について…………… 31
- 12 国県道の整備促進について…………… 32
- 13 初富交差点の交差点改良（県道改良を含む）について…………… 32
- 14 一般国道465号千種新田バイパス道路の整備促進について…………… 33
- 15 主要地方道及び県道の整備促進について…………… 33
- 16 かずさインターチェンジ及び道路網の整備について…………… 34
- 17 主要地方道及び一般県道の整備促進について…………… 34
- 18 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について…………… 35
- 19 酒々井インターチェンジ周辺の活性化と空港へのアクセス道路の整備について…………… 35
- 20 国道410号及び一般県道和田丸山館山線の早期整備について…………… 35
- 21 国道465号苅谷新田野バイパスの整備促進について…………… 36
- 22 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路全線の整備促進について…………… 36
- 23 主要地方道千葉大網線の整備について…………… 36

(河川・港湾)

- 24 洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾整備に係る地元市町村負担金の軽減について…………… 37
- 25 県排水機場の老朽化対策について…………… 37
- 26 旧江戸川の護岸改修について…………… 37

27	海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備等について	38
28	館山港多目的観光栈橋の整備促進について	38
29	二級河川の整備・維持管理及び広域地盤沈下対策について	39
30	印旛沼の総合的な対策について	39
31	一級河川大柏川第二調整池の整備促進について	40
32	一級河川鹿島川の溢水対策について	40
33	二級河川堀川の災害対策について	40
34	二級河川小中川の整備等について	41

(都市基盤)

35	下水道の整備促進について	41
36	成田国際空港の更なる機能強化等への対応について	41
37	運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について	42
38	県立八千代広域公園事業の早期完了について	43

第9 教育行政の充実強化について 44

1	G I G Aスクール構想の実現に向けた財政措置等の支援について	44
2	いじめ・不登校対策に係る相談環境の整備と充実について	44
3	特別支援の免許状取得者及び特別支援学校、特別支援学級勤務経験者の積極的な配置について	45
4	「養老川流域田淵の地磁気逆転地層」の見学環境整備に係る確かな支援について	45
5	教育活動充実のための教職員等の加配について	46
6	県立特別支援学校の設置について	46

第10 警察行政の充実強化について 47

1	市道における規制線等の早期補修に係る予算の拡充について	47
2	幹部交番の警察署への昇格等、警察体制の強化について	47

【重点要望事項】

県民が健康で安全・安心に暮らすことができる県づくりを進めるため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する総合的な支援について

都市自治体においては、新型コロナウイルス感染症拡大により市民生活に深刻な影響が生じたため、千葉県と連携し、医療提供体制の確保、中小企業、ひとり親及び子育て世帯への支援等の多くの課題に対し、独自の支援策を講じながら、全力でその対策に取り組んできた。

国による緊急事態宣言や全国への移動制限は解除されたが、コロナ禍による経済への影響を受け、国は、中小企業等に対する売上や家賃への補助、個人に対する特別定額給付金等の様々な支援策を実施した。

また、都道府県や市町村に対し創設した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、自治体の財政力等による傾斜配分のため、十分な配分を受けられない自治体は、財政運営に支障が生じることが懸念される。

経済活動が再開した現在は、東京都を中心に再び感染者が増加しており、今後の更なる感染拡大に対する備えが早急に必要となっている。

については、次の事項について適切な支援を講じること。

- (1) 市町村が取り組む新型コロナウイルス感染症対策に対し、財政力等にとらわれず継続的かつ十分な財政措置をするよう国に働きかけるとともに、県独自の支援を行うこと。
- (2) 県の軽症者等の宿泊療養施設の継続運営や新たな施設の確保、また、感染者を受け入れる医療機関の病床数の確保など、国と連携し早急に受け入れ体制の充実を図ること。
- (3) 住民が適切な医療提供を受けられるよう体制の整備を図り、今後の更なる感染拡大に備え、PCR検査をはじめとする有効な検査体制を拡充し、十分な医療資機材を備蓄すること。
- (4) 企業の生産性向上の支援やサプライチェーンの強化により、非常時における経済活動の継続性を向上させるため、県内への生産拠点の整備などの投資を促進させる対策を講じるとともに、各自治体が地域の実情に即して活用できる支援制度を創設すること。
- (5) 中小企業者への給付金や各種補助事業等の拡充を速やかに実施するとともに、国の「Go Toキャンペーン事業」に続けて、更なる需要回復・消費拡大に向けた県独自の中小企業支援、観光プロモーション及び各種割引等の観光振興策を講じること。

2 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

千葉県による助成は、通院が小学校3年生まで、入院が中学校3年生までを対象としているが、多くの県内市町村は入院・通院とも対象年齢を中学校3年生までとするとともに、一部の市町村では、高校3年生まで上乗せ助成を実施している。

本制度は、少子化の進行による人口減が見込まれる中、子どもの健やかな成長及び保健対策の充実、並びに子育て世代の経済的負担を軽減させる重要な施策であり、制度の目的を鑑みればより一層の充実を図ることが必要である。

本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものとするが、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村間の均衡を図るため、さらなる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (2) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (3) 県の補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。
- (4) 未就学児までの自己負担金を0円とすること。
- (5) 自己負担について、多子世帯軽減や月額負担の限度額の設定などを制度化すること。
- (6) 全国一律の制度として、医療費を無料化にすることを、国の責任において実施するよう働きかけること。
- (7) 国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止の対象を中学校3年生まで拡大するよう国に対して働きかけること。

3 医療・看護及び福祉人材の確保、医療相談体制の充実、病院運営に対する財政的支援等について

急激な高齢化が進む中、医師・医療施設の偏在や医療・介護に対するニーズの増加など地域医療等の課題解決が急がれている。

そのような中、千葉県における医療・看護及び福祉人材の確保策については、修学資金の貸付や地域医療介護総合確保基金の活用等により、様々な取組が行なわれているが、依然として人材不足は深刻であり、医療や介護等のニーズが高まる中で、人材確保は喫緊の課題となっている。

また、医療相談体制についても、住民が病気や怪我の際、医師や看護師等に電話相談ができる「救急安心電話相談」事業を県が実施し、医療相談体制の一翼を担っているが、この事業の更なる拡充を望む声は多い。

さらに、地域医療体制の充実強化のため、民間病院では不採算とされる救急等の政策的医療の提供を行う公立病院等に対し、地方交付税等の財政措置がなされているが、依然として厳しい経営状況となっている。

その上、新型コロナウイルス感染防止対策による経費の増加や入院、外来の収益が大きく減少しているため、病院の運営は更に厳しい状況となり、これらの課題解決には、県の強力な支援が必要となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医療・看護に携わる人材及び介護、障害福祉等に携わる福祉人材の確保を促進させるよう国へ働きかけるとともに、就労環境の整備や処遇改善など、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政支援を行うこと。
- (2) 「救急安心電話相談」を24時間体制にし、病気、出産・育児、介護等の相談、医療機関の情報案内など、医療関係全般の相談を一元的に受けられるようにすること。
- (3) 救急等の政策的医療の提供や新型コロナウイルス感染症対策による公立病院等の厳しい経営を安定させるため、新たな財政支援を創設するよう国に対し働きかけるとともに、県独自の支援を行うこと。

4 GIGAスクール構想の実現に向けた財政措置等の支援について

国は、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を実現するため、令和2年度補正予算によりGIGAスクール構想の加速化を行うこととして、今年度中に1人1台の端末整備を実現することとしたが、端末整備後の更新等に係る支援策が示されていない。

現在、市町村では、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先課題として取り組んでおり、特に、多数の児童生徒や学校施設を抱える人口の多い都市自治体においては、新型コロナウイルスの感染者が増加しており、未だに収束の見通しがつけられない。

そのため、感染防止対策の更なる拡充が必要となり、今後も引き続き厳しい財政状況が続くことが想定される。

従って、市町村が端末更新等に係る経費を負担する場合は、市町村の財政運営に大きな支障が生じることが懸念される。

GIGAスクール構想の加速化は、全ての子供たちの学びを保証できる環境を早期に整備するために必要となるが、将来にわたり、この学びの環境の質を県内で平等に維持していくためには、国や県による財政支援等が必要不可欠となってくる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 整備した端末に係る通信費、保守管理や端末更新に係る経費、ICT支援員の配置に係る経費等のGIGAスクール構想に必要な維持管理経費について、自治体の財政力に係わらず国の責任で継続的かつ十分な財政支援を行うよう働きかけを行うこと。
- (2) 「教育立県ちば」を実現するため、ICT支援員配置に係る県独自の補助制度やICT支援員人材バンクの創設などにより市町村の取組を支援すること。

【要望事項】

第 1 新型コロナウイルス感染症対策の充実強化について

新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

（地方行財政の充実強化）

1 新型コロナウイルス感染症対応に係る財源措置等について

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化することが想定され、感染拡大の防止や住民生活の支援等に引き続き取り組む必要がある中、地域産業への影響などにより税収が大幅に減少することが懸念される。

ついては、市町村の財政運営に支障が生じることがないように次の事項について措置を講じること。

- (1) 甚大な影響を受けた地域経済や日常生活を一刻も早く回復させるため、市町村が地域の実情に合わせて取り組む新型コロナウイルス感染症対策について、財政力指数にとらわれることなく、十分な財政支援をするよう国に対して働きかけること。
- (2) 国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分は、財政力による傾斜配分となっている。そのため、全国一律の制度として、地域の感染状況や経済的影響を考慮した上で、継続的かつ拡充した財源措置を講じるよう国に働きかけること。
- (3) 各市町村への新型コロナウイルス感染症対応に係る県独自の財政支援を積極的に行うこと。
- (4) 千葉県の新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への財政支援では、医業収益の減少を賄うことが非常に困難なことから、新型コロナウイルス感染患者の受入れの有無にかかわらず、医業収益の減少分について、更なる支援が出来るよう独自の支援策を拡充し、国に対しても医療機関への財政支援について強く働きかけること。
- (5) 緊急事態宣言解除後においても、継続的に感染拡大を予防する新しい生活様式を前提とする中で、県内の自治体間で統一した対応が出来るよう、新たな防疫体制の整備（市民活動に際して来場者の手指消毒や施設の備品消毒など防疫体制の維持等）について財政支援を実施すること。

(防災・危機管理行政の充実強化)

2 新型インフルエンザ等対策における主体的な対応に向けた体制整備について

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体であることを認識し、主体的かつ迅速な対策を講じられるよう、県の各所管分野における発生段階に応じた具体的な対応を見直し、千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画を実行性のあるものとする。

(健康福祉行政の充実強化)

3 新型コロナウイルス感染症対策にかかる医療体制等の拡充策について

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除され、経済活動が再開されたが、再度、感染が拡大される事態になると、県内において医療崩壊が懸念される。

そのため、今後の更なる感染拡大への備えが必要となるため、県と市町村が相互に協力し、医療体制等を拡充する必要がある。

また、特別定額給付金のオンライン申請において、記載内容の不備や郵送との重複申請等の確認に時間を要し、給付事務に支障が生じる状況があったことから、今後のためにも改善する必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医療体制の強化策として、千葉県が受け入れを開始した軽症者等の宿泊療養施設の継続運営または新たな施設を確保すること。
- (2) 緊急経済対策の対応として、今後、オンライン申請を行う場合は、目視確認項目を減らす仕様にするとともに、市民周知を十分に行ってから開始するよう国に対して働きかけること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策において明らかになった課題を解決するため、十分な医療資機材を備蓄すること。
- (4) 発生者の情報や各市町村の状況、その他、市町村への協力要請や活用可能な情報について、即時に提供を行える体制を構築すること。

- (5) 住民が適切な医療提供を受けられるよう医療体制の整備を図ること。
また、軽症者・無症状者が陰性になるまでの間、滞在する施設や感染者を受け入れる医療機関の病床数の確保など、受け入れ体制の更なる充実を、国と連携して早急に行うこと。
- (6) 今後の更なる感染拡大に備え、PCR検査をはじめとする新型コロナウイルス感染症に有効な検査体制を拡大・拡充すること。

(商工労働行政の充実強化)

4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内経済に対する支援について

新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限に抑え、収束後の「県内経済のV字回復」を強力に後押しするため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「雇用の維持」、「事業の継続」などの取り組みを強化するとともに、IoTの導入等により企業の生産性向上を支援するほか、各自治体が地域の実情に即して活用できる支援制度を創設すること。
- (2) サプライチェーンを強化し、非常時における経済活動の継続性を向上させるため、県内への生産拠点の整備など県内投資を促進させる対策を講じること。
- (3) 感染症対策に必要な設備投資も含め、幕張メッセの集客回復へ向けた今後の方針を早急に示し具体的な対策を講じること。
- (4) 中小企業者への給付金や各種補助事業等の拡充を速やかに実施するとともに、国の「GOTキャンペーン事業」に続けて、千葉県独自の中小企業支援策及び国内外への観光プロモーションや各種割引等の観光支援策を講じること。
- (5) 観光関係事業者が深刻な影響を受けている南房総エリアを対象とした大規模な観光キャンペーン等の振興策を実施すること。

(農林水産行政の充実強化)

5 農業者の復旧事業に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

令和元年房総半島台風により被災した農業者の復旧事業費に対する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」について、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により、復旧作業を行う民間業者も

作業制限等を受けており、被災農業者の復旧事業がさらに遅延することが懸念される。

については、令和2年度までとする本交付金の事業実施完了年度を復旧事業の実態に合わせるようにすること。また、併せて国に対して働きかけること。

第2 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 広域連携に取り組む市町村等への財政支援について

市町村の行財政基盤は人口減少や少子高齢化による税収減や民生費の増大等、年々厳しさを増している中で、行政には限られた財源や人的資源を効率的に活用し、持続可能な行財政運営を図る必要がある。

そのため、市では、効率的かつ持続可能な行財政運営を推進するため、火葬場及び廃棄物処理施設の建設を広域連携により取り組んでいる。

については、このような広域連携を促進するための補助金制度を創設すること。

2 県補助制度等における格差の是正について

住民の安全確保、福祉の向上のための支援や、災害をはじめ、今回の新型コロナウイルスへの対応などの緊急的な措置等については、すべての県民に等しく対応していく必要がある。

しかし、国や県の一部の補助制度等においては、補助金の算定にあたって市町村の財政力により差をつけている制度運用が見られることから、住んでいる市町村により格差が生じていることとなる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 現在運用されている県の補助制度等の中で、市町村の財政力に応じて格差を設けている補助制度について、格差の是正を図ること。
- (2) 今後、新たな補助制度を創設する際も、市町村の財政力に応じた格差を設けないこと。

3 消防団総合整備事業の補助限度額及び種別範囲の拡充について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律により、消防団は地域防災力の要としての強化を求められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域の防災拠点として消防団の詰所や車庫等の建設に係る補助、災害時対応車両としての消防ポンプ自動車の購入について、消防団総合整備事業の補助限度額を拡充すること。
- (2) 災害発生時における速やかな情報伝達のためIP無線等の通信料の補助及び購入限度額の拡充、スマートフォンによる消防団活動・運営管理システムを活用したアプリの使用料についても消防団総合整備事業の補助対象として拡充すること。

第3 総合企画行政の充実強化について

総合企画行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 鉄道駅バリアフリー設備整備に関する支援について

現在、鉄道事業者では、ホームでの乗客の安全を確保するため、乗客数では無く、駅の特性などから、ホームドアの整備について、スマートドア等のコストダウンを図る手法を検討しているが、整備にあたり、市町村に対し補助・負担金の支援を求めている。

ホームからの転落防止を図り、安全安心に鉄道を運行するためには、ホームドアの整備は不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 鉄道駅バリアフリー施設整備補助金について、鉄道事業者の計画や市町村の負担に合わせて柔軟な補助が出来るよう制度を拡充すること。
- (2) 市町村に負担を求められるバリアフリー事業以外の駅改良事業についても、財政支援を講じること。

第4 防災・危機管理行政の充実強化について

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 支援対象となる自然災害及び被災の程度を拡充した被災者支援制度の創設について

国や千葉県の被災者支援制度の対象とならない被災者を支援するため、千葉県及び県内市町村双方の費用負担により、支援対象となる自然災害及び被災の程度を拡充した恒久的な被災者支援制度を創設すること。

2 市町村役場機能緊急保全事業について

市町村役場機能緊急保全事業の対象期間について、令和2年度までに実施設計に着手した事業を対象とする旨の経過措置が設けられたことは評価するが、庁舎整備は地方自治体にとって重要かつ大事業のため、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕を持った設計期間が必要である。これに加え多額の財政負担も要することから、中長期的な財政計画に基づき適切に事業を実施することが肝要であるが、現在、東京オリンピック・パラリンピック等の影響により建設資材等の価格が高騰し、また開催延期に伴い、事業実施の見極めが困難な状態である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 建設資材等の価格の高騰が解消された際に事業実施の判断を可能とするため、対象期間の更なる延長若しくは恒久化すること。
- (2) 財政措置についても緊急防災・減災事業債並みに拡大を図ること。

第5 健康福祉行政の充実強化について

健康福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県では、通院については小学校3年生までを、入院費については中学校3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が入院・通院とも対象年齢を中学校3年生まで（一部高校3年生まで）上乗せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、より一層の充実を図ることが必要である。本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものと考え、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 全国一律の制度として、医療費を無料化にすることを、国の責任において実施するよう働きかけること。
- (2) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (3) 市町村間の均衡を図るため、県としてさらなる子ども医療費助成の拡充を図り、県内一律の制度の確立と地域間格差の解消を図ること。
- (4) 自己負担について、多子世帯軽減や月額負担の限度額の設定などを制度化すること。
- (5) 県の補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。
- (6) 国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止の対象を中学校3年生まで拡大するよう国に対して働きかけること。
- (7) 未就学児までの自己負担金を0円とすること。

2 新たな感染症に対応できる体制の整備について

新型コロナウイルス感染症について、感染拡大防止に向けた取組は行っているが、未だ感染者数の増加について予断を許さない状況であり、ワクチンや治療薬が開発されるまでは、事態の収束は難しい。

については、今後発生し得る新たな感染症等に対応可能な体制構築のため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症対策に必要となる医薬品や医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する予算を計上し、確保に努め、市町村からの要望に応じて配布するとともに、市町村が物資を確保、配布をした場合の財政的支援制度を整備すること。
- (2) 医療圏域毎に十分な感染症対応病床の確保等、感染症対策の体制の充実を図ること。
- (3) 新たな感染症が発生した場合に地域の医療提供体制維持に迅速に対応するため、PCR検査等をはじめとする検査体制の強化等、必要な支援制度を整備すること。また、市町村が独自に実施したあらゆる支援に対する財政的支援制度を整備すること。
- (4) 新たな感染症が発生した場合、市民不安の払拭のため、国と十分な連携の図れるネットワークを構築し、市に対し感染症に関する正確で迅速な情報提供が可能な体制を整備すること。

3 医療・看護及び福祉人材の確保、医療機関運営に対する財政的支援等について

医療・看護及び福祉人材の確保については、千葉県においても、「修学資金の貸付」や「定着促進対策」、「地域医療介護総合確保基金」の活用など、人材確保に向けた様々な取組がなされている。

しかしながら、現場からは依然として人材の不足が深刻であるとの声が聞かれるところであり、地域における医療や介護、障害福祉、保育等のニーズが高まる中で、人材の確保は喫緊の課題となっている。

また、地域医療体制の充実強化に向けては、医療機関において不採算とされる救急等の政策的医療の提供を行っている医療機関の経営の安定化等が図られる必要がある。

については、医師・看護師及び福祉人材の確保、医療機関に対する財政的支援等の強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医療・看護に携わる人材及び介護、児童福祉、障害福祉等に携わる福祉人材の確保を進展させるよう国へ働きかけるとともに、就労環境の整備や処遇改善など、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政支援を行うこと。
- (2) 君津地域4市では、構成する君津保健医療圏で救急医療体制を構築しているが、休日当番医における小児科医の不足や二次待機施設の減少等により、救急医療体制の維持が厳しいため、医師の人材確保・定着を促進する補助事業や、医療人材のキャリアアップを支援する制度の構築を図ること。
- (3) 県奨学金利用医師の自治体病院への派遣及び県立病院からの指導医派遣システムの構築を行うとともに、医師の都市部への偏在や診療科の偏在対策等を早急に進めるよう、国に働きかけること。
- (4) 二次保健医療圏における関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、主体的に取り組むこと。
- (5) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (6) 東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の対応を図るとともに、センターにおける人材確保等に係る支援を継続すること。
- (7) 介護人材確保のため、求人情報の提供、相談のための千葉県福祉人材センターの支部設置、介護人材マッチングのためのコーディネーター等の派遣、就業促進のための研修支援関連の補助率の上乗せ及び研修施設の設置、近隣の高等学校における介護関連資格の取れる福祉コースの設置等、対策を強化すること。
- (8) 医師の人材確保・定着を促進する補助事業の創設や、地域における医師の偏在解消対策として、キャリアアップを支援する制度の構築など支援を強化すること。
- (9) 「医師不足病院医師派遣促進事業」の拡充及び「千葉県医師修学資金貸付制度」については、県内の中小公立病院への優先的勤務による医師の確保対策として積極的に取り組むこと。
- (10) 老朽化が著しい千葉県立佐原病院の建替え及び常勤の産婦人科、小児科医の確保を図ること。

4 保育士確保に向けた処遇改善の取組について

待機児童対策については、全国的な喫緊の課題であり、各自治体において地域の実情を踏まえ、保育所施設整備や保育士の確保に鋭意努力をしているが、個々の自治体になしうる対応には限界がある。

については、各自治体の待機児童解消に向けた取組が一層推進されるよう、次の事項について措置を講じること。

- (1) 保育士処遇改善事業における交付対象者は、公設民営を含め、民間事業者が運営する保育園等に勤務する常勤保育士とするとともに、看護師等のみなし保育士についても対象とするよう対象要件を改正すること。
- (2) 市区町村の財政力によって、保育に地域格差の生じることがないように、保育士の給与の改善など、保育士の人材確保及び定着化を推進するための統一的かつ、総合的な取組を強化・充実するよう国に働きかけること。
- (3) 保育士の処遇の改善や全ての保育施設を安定的に運営できるよう、公定価格の引き上げについて、国に対して働きかけること。

5 中央児童相談所の管轄区域の見直し及び安房地域への医療的ケア児が利用できる施設の整備について

近年、急増している児童虐待件数に応じた児童相談所の整備が喫緊の課題である。

また、安房地域には医療的ケア児が利用可能な短期入所施設がなく、保護者は、1日休暇を取得し千葉市の施設を利用せざるを得ない状況である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 児童虐待件数に応じた中央児童相談所の管轄区域の見直し及び児童相談所の増設・職員体制の充実などについて、早急に対応すること。
- (2) 策定中の「第七次千葉県障害者計画」に安房地域への医療的ケア児が利用可能な短期入所施設の整備計画を位置付け、同計画期間中において整備を実現すること。

6 医療相談体制の充実について

救急安心電話相談により、医療相談ができることは、県民に安心した生活を保障し、また、不要な救急活動の防止にもつながる。

しかし、日常的に通院することがない、また、かかりつけ医を持たない健常者等であっても、突発的な体調不良や怪我は時間を問わず発生する可能性があることから、この電話相談事業は更なる拡充が必要となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「救急安心電話相談」の24時間体制の構築と更なる啓発を行うこと。
- (2) 「救急安心電話相談」及び「こども急病電話相談」を統合し、住民に対してわかりやすく、かつ、医療に対する情報提供及び適切な助言ができる体制を整備すること。
- (3) 電話相談の体制は医師、保健師等のヘルスカウンセラーで整え、気になる身体の症状などの相談、病気に関する相談、出産・育児に関する相談、介護に関する相談、医療機関の情報案内など、医療関係全般の相談を一元的に受け付けること。

7 介護保険制度の見直しについて

高齢化の進展に伴い介護サービス費が増大する中、介護保険料を支払う被保険者の負担が大きくなっている。

については、介護保険制度の安定的な運営を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 介護保険制度の安定的な運営及び被保険者の負担軽減のため、国に対して国庫負担割合を引き上げるよう働きかけること。
- (2) 介護給付費国費負担金については、各保険者に対して給付費の25%を確実に配分し、調整交付金とは別枠にすること。

8 国民健康保険における第三者行為事務への財政支援について

平成30年度から国民健康保険新制度が開始されたことに伴い、千葉県が財政運営の責任主体となり、効率的な財政運営を推進している。

医療費削減には、各種の取組が行われているが、制度改正などにより全体的に業務が増えている中、第三者行為による被害の届出については、全てが届けられていないため、市町村にて確認等を実施している。

しかしながら、特別交付金（保険者努力支援制度分）の第三者行為の求償分については、現在、市町村の啓発や取組の有無が評価（財政措置）となっており、成果総額に見合った評価となっていない。

第三者行為の医療費は高額化かつ継続化しやすいため、より効率的に医療費削減を進めるためには、この評価基準を見直すことによって、千葉県としても財政支援以上の医療費削減が可能であると考えられる。

については、特別交付金基準の見直しを含む財政措置を国に働きかけること。

第6 環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 特定外来生物等の増加抑制策等について

手賀沼とその流域に生息する特定外来生物のうち、外来水生植物であるナガエツルノゲイトウや生態系被害防止外来種リストにあるコブハクチョウにより、毎年、手賀沼周辺で農業被害が拡大している。

については、県内関係市町と連携を図り、効果的な増加抑制策や削減策について早急に取り組むこと。

2 運転免許自主返納者への支援拡充について

千葉県内においても複数自治体において、免許証自主返納者への優遇制度や返納促進に係る事業を展開しているが、返納後の移動手段について不安を感じる免許証返納者が多くいる。

については、県内交通の活性化のためにも、県内公共交通が一律で優遇される制度などを導入すること。

3 消費生活相談員の派遣、育成制度の確立について

消費生活相談員は、専門的知識が必要なことから人材確保が難しく、他市等との兼務が多い。将来的には、消費生活相談員が不足する事態が予測されており、消費生活相談員の確保が大きな課題となっている。また、架空請求や新たな手口によるトラブルなども増加しており、全国的にも消費生活センターの機能強化が求められている。

については、千葉県各市町村の消費生活相談機能強化を推進する観点から、千葉県において消費生活相談員を募集し、研修を経て市町村に派遣又は斡旋する人材バンク制度等を設立すること。

第7 農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 東総台地地区広域営農団地農道の維持管理における県営事業化及び財政支援について

本広域農道は、平成4年度から整備を開始し、平成15年度に東総台地Ⅰ期地区の3.0km、平成27年度に東総台地Ⅱ期地区の6.2kmを県より譲与を受けた地元市が維持管理を行っている。

東総台地Ⅰ期地区は供用開始から15年以上が経過しており、舗装のひび割れ等が発生し、輸送中の農作物の荷痛みが顕著に見られ、安全な走行にも支障が出てきている。

さらに、橋梁5箇所については、東日本大震災を受けて改訂された耐震基準を満足していない。

路面補修工事・橋梁補強工事等には多額の費用が必要であり、厳しい財政状況の中、市で大規模な補修工事等を実施することは困難な状況にある。

については、大規模事業となる場合は、県営事業で実施すること。また、市が実施する場合には、特別な財政的支援を行うこと。

2 水産物の漁獲量激減への対策について

水産業の主力となっているアサリは、ツメタガイやスズガモなどによる捕食、アオサの発生によるへい死等害敵となる生物が多く存在し、また、夏季に発生する貧酸素水塊によるへい死及び冬季の高波浪による資源減耗により、漁業者は資源の保全に大変苦慮している。

また、漁獲量では、平成19年度以降のカイヤドリウミグモ発生による激減により、漁業者及び漁業協同組合の経営は、逼迫している。

これまでも原因究明や対策に取り組んでいるが、漁業者の安定化及び水産物の安定供給を図り、後継者づくりに繋げるため、害敵となる生物の駆除等に対する支援の継続、貧酸素水塊対策並びに高波浪を抑制する消波対策を実施すること。

3 C S F（豚熱）の予防接種に対する財政的支援等について

C S F（豚熱）の発生予防には、迅速な予防接種の実施が望まれるが、生産者から接種時期の明確化や早期接種の要望等が多く寄せられるなど順調に進んでいるとは言い難い状況にある。

また、飼養衛生管理基準の見直しによる生産コストの上昇が見込まれており、接種にかかる費用負担も大きく経営への影響が懸念される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 迅速かつ生産者の要望に沿った接種とするため、千葉県職員（家畜防疫員）の他、民間獣医師でも接種できるよう国へ働きかけること。
- (2) 上記（1）により、民間獣医師でも接種が可能となった際、早急に対応が可能となるよう体制づくりを行うこと。
- (3) 畜産経営への影響を最小限に抑えるため、接種手数料の一部免除など費用負担の軽減を図ること。
- (4) ワクチン接種による千葉県産豚肉の風評対策を講じること。

4 有害鳥獣被害対策への支援について

有害鳥獣対策については、千葉県によるイノシシ棲み家撲滅対策事業補助制度により、農作物被害が令和元年度には減少に転じ、一定の成果が得られている。

本補助制度は、平成30年度から令和2年度までの時限措置であるが、イノシシ被害の拡大防止には継続的に対策を実施していく必要があり、農家の生産意欲の向上にも繋がることから、令和3年度以降についても本補助制度を継続すること。

5 ノリの不作の原因究明及びノリの品種開発について

現在、千葉県では、千葉海苔の養殖業を最重要漁業の一つと位置付け、価格の下落傾向、消費低迷等の課題に取り組むため、関係団体と「千葉県海苔販売促進基本方針」を策定し、千葉海苔の販売促進を図っている。

しかし近年、秋季における海水温の低下の遅れ、鳥・魚類の食害等により深刻な不作が続き、廃業する生産者も年々増加している。

千葉県においては、魚類の食害対策として、防魚ネットの設置により、効果を上げているが、依然として根本的な不作原因の解明には至っていない。

については、令和3年度においても引き続き不作原因の究明と、高水温に強く、高品質なノリの品種開発に係る予算を拡充すること。

6 広域営農団地農道整備事業（安房2期地区）の早期完了について

安房2期地区（L＝3，217m）は、房総南部観光交流空間プロジェクトとして計画認定を受け、道整備交付金により事業を実施し、その後、平成33年度を事業計画期間とする、地方創生道整備推進交付金により事業を継続している。

本地域は、米、びわ、温州みかん、食用なばな、花卉を中心とした農業が盛んであるが、主要道路は山並に分断され、集落間を連絡する道路が無いとため、農林産物の集出荷、集落間の相互交流や農林業の振興など社会生活上の基盤整備が遅れている地域となっている。

については、農林産物の集出荷体系及び流通経路の確立、生活環境の改善を図り、農業の発展と活力ある地域性の形成に向け、安房地域を南北に縦断する国道と県道等を横断で結ぶ基幹農道を計画期間内に完成すること。

第8 県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

1 広域幹線道路（国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業）の整備促進について

国道356号及び国道126号は、香取、東総地域の主要な幹線道路であるが、幅員が狭く、大型車両などの交通量も多いことから頻繁に交通混雑が生じている箇所が多い。

両路線の整備によるアクセス向上は、地域住民の利便性向上、安全確保のほか、本地域の農水産物をはじめとする物流の強化や観光誘致及び地域活性化の面から非常に重要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道356号銚子バイパスの芦崎町から長塚町（千葉県銚子土木事務所付近）の事業（千葉県実施）を早期に完成すること。
- (2) 国道356号の利根かもめ大橋から東庄町利根川河口堰間の事業計画を早期に立案すること。
- (3) 国道126号における八木拡幅事業（千葉県実施）を早期に完成すること。

2 幹線道路（船形バイパス）の整備について

船形バイパスは、広域幹線道路から観光拠点となる海浜部への誘導を図ることで、地域の活性化や域内交通の循環性の向上に大きく寄与する道路として期待されている。

また、県道犬掛館山線の国道127号から県道館山富浦線までの間は、抜け道として多くの車両が進入するにもかかわらず、幅員3.0m程度で歩道の無い1車線道路であり、安全な通行の確保が強く求められている。

については、広域幹線道路から観光拠点となる海浜部へのアクセス性の向上や、域内交通の循環性の向上と安全な通行を確保するため、船形バイパス（県道犬掛館山線）のさらなる整備促進を図ること。

3 北千葉道路の早期事業化及び整備促進等について

北千葉道路は、現在、市川市から船橋市区間約15kmについて、千葉県にて事業化に向けた都市計画及び環境アセスメントの手続きが進められている。昨年度は、環境アセスメントの手続きにおける準備書の縦覧が実施され、都市計画の手続きでは「都市計画の変更の案」の縦覧等が行われるなど、地元の機運も盛り上がりつつある。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 事業化に向けた都市計画及び環境アセスメント手続きを速やかに進めるよう協力すること。
- (2) 早期全線開通の実現に向け、国による直轄事業として事業化すること。
- (3) 県道船橋我孫子線との交差点については、市民が利用しやすい道路形態にすること。
- (4) 吉高交差点から成田方面の暫定2車線区間を4車線化に整備促進すること。
- (5) 景観向上の観点に配慮した道路管理に努めること。

4 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路は、首都圏中央連絡自動車道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、観光立県を目指す千葉県にとっても、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図る上で、大変重要な道路である。

また、長生地域にとっては、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域の活性化を図る上から、本道路の果たす役割は重要である。

ついては、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路から創出される中房総地域への観光振興のさらなる拡大のため、全線を事業化とするとともに、長南町境から広域農道までの茂原市区間3.2kmの整備促進を図ること。

5 国道296号井野交差点における交差点改良について

井野交差点は、国道296号と県道四街道上志津線が交差する場所にあり、非常に交通量が多く、大型車両の通行も頻繁である。

また、車道幅員が狭く、八千代方面から四街道方面へ向かう大型車両の右折が難しく、慢性的な渋滞につながっていると同時に、朝夕の渋滞が甚だしく、両側に歩道があるものの狭いため、歩行者や自転車利用者は危険にさらされている。

については、国道296号（井野交差点）の慢性的な渋滞の解消と歩行者等の安全確保のため、右折レーンの整備などの改良を行うこと。

6 主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）の整備について

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、佐倉市の南北を結ぶ都市計画道路寺崎・萩山線に位置づけられた重要な道路である。

このバイパス整備により市内の混雑緩和や京成電鉄軌道との安全な交差、狭あい道路を大型貨物自動車が行き交う際の危険回避など、市内交通の様々な課題の解決が期待される。

また、国道51号や東関東自動車道水戸線から観光拠点である印旛沼などを經由し、北総地域までを南北に結ぶ広域的な幹線道路として、更なる交通アクセスの改善が期待できる。

については、市内交通の課題解決と地域経済発展のため、佐倉印西線バイパス（田町工区）の早急な整備を図ること。

7 銚子連絡道路の整備促進について

銚子連絡道路は、東関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道、千葉東金道路等の高規格幹線道路と一体となって、山武・東総地域と東京や県都千葉市等とを結び、広域的な交流・連携により地域構造を強化し、本地域の活性化・発展には欠かせない重要な地域高規格道路である。

本路線は、地元市の首都圏への食料供給機能の強化や観光客誘致の促進効果、災害時や千葉県北東部の基幹病院である旭中央病院への緊急搬送路としても利活用が図れるなど、地域住民は早期の完成に大きな期待を寄せている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 横芝光町から匝瑳市間の5km及び旭市から銚子市間の6kmの区間について早期に完成すること。
- (2) 匝瑳市から旭市間の早期事業化に向け、都市計画決定への手続きを速やかに進め、全線完成のために更なる事業促進を図ること。

8 主要地方道我孫子関宿線の渋滞緩和について

主要地方道我孫子関宿線は、新大利根橋の無料化に伴い、以前より増して慢性的に交通渋滞が発生するようになった。

そのため、柏市や我孫子市の市道にも渋滞を避ける車が流入するようになり、児童や高齢者などの歩行者にとって危険な状態が続き、地域住民の安全が脅かされている。

については、地域住民が安心して生活できるようバイパス道路整備などにより、主要地方道我孫子関宿線の慢性的な渋滞緩和対策を講じること。

9 狭隘国県道の道路改良について

主要地方道である天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線は、周辺住民にとって主要な生活道路であるが、狭隘な区間が多く、また、歩道が整備されていないため歩行者にとって大変危険な道路となっている。

また、国道297号は、地元市の都市間交流に重要な幹線道路であり、首都圏中央連絡自動車道木更津・東金間が供用開始され、車で来訪する観光客の多くが利用しているが、松野地先の道路が特に狭隘であり、また、本道路は通学路となっている区間があり、路側帯のカラー舗装はされたものの、歩道が整備されていないため、毎日子供たちが危険と隣り合わせにある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線における狭隘な区間についての道路改良・整備を図ること。
- (2) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線についての歩道整備を図ること。
- (3) 国道297号の歩道整備を図ること。
- (4) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (5) 国県道の維持管理について、沿線の除草作業の充実を図ること。

10 千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の早期具体化及び道路ネットワークの充実について

千葉県湾岸地域は、首都圏の経済活動を支える重要な拠点を有し、今後も交通需要の増加が見込まれることから、国際競争力の強化を図りつつ、地域の活性化や災害対応力を向上させるためには、平常時・災害時を問わない安全・円滑な「ヒト」・「モノ」の流れを確保する規格の高い新たな道路ネットワークの形成が必要である。

しかし、ルートについては、外環高谷JCT周辺から蘇我IC周辺並びに市原IC周辺までの湾岸部において検討を進める方針が示されたものの、東京都側との接続は示されていない。

そのため、県境に隣接する地域では交通ボトルネックとなってしまう、国道357号においては、慢性化する渋滞の更なる悪化が懸念される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県湾岸地区道路検討会により取りまとめられた基本方針に基づき、千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画について早期具体化に向けた取組を推進すること。
- (2) 千葉県、東京都、神奈川県を含めた広域的な道路ネットワークを早期に示した上で、地域の生活環境に十分配慮した計画にすること。
- (3) 国道357号の舞浜から千鳥町区間について、早期の渋滞対策を実施すること。

11 主要地方道松戸野田線の4車線化について

主要地方道松戸野田線の流山市区間については、松戸野田有料道路が平成19年度に無料化されて以降、市街地を通過する交通量が増加している。

さらに、沿道の巨大物流施設の稼働により、令和5年度までに大型車両を中心に更に交通量が増大する見込みである。

また、現状では通行車両の増加や地形地質的要因により、路面の破損が頻発し、特に二輪車の安全な通行が懸念されている。

については、適切な道路構造における4車線化を目指すとともに、それまでの期間、適切な管理のもと必要な補修工事を随時行うこと。

12 国県道の整備促進について

東関東自動車道館山線及び国道127号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路網の整備は着実に進められているが、これら道路とを結ぶアクセス道路となる国県道は、継続して整備が進められているものの、一部には狭隘かつ屈曲、急勾配な箇所や歩道の未整備区間が残り、利用者が安心して通行できる道路とは言い難い状況にある。

また、県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想の実現のためにも、国県道の更なる整備促進が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域高規格道路「館山鴨川道路」「鴨川大原道路」の調査、計画の具体化及び整備並びに「茂原一宮大原道路」の整備
- (2) 主要地方道市原天津小湊線四方木工区の整備、竜ヶ尾周辺の狭隘・屈曲箇所解消
- (3) 一般県道天津小湊田原線坂下バイパス整備、通学時の交通安全対策
- (4) 主要地方道鴨川保田線長狭高校前交差点右折レーン設置、主基交差点整備、御園橋架替
- (5) 主要地方道富津館山線金束工区整備
- (6) 国道410号八丁地先未改良区間狭隘・屈曲箇所解消
- (7) 国道128号トンネル内照明灯の不点灯箇所解消
- (8) 主要地方道千葉鴨川線国道128号から鴨川警察署前交差点歩道拡幅
- (9) 主要地方道鴨川富山線東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所解消

13 初富交差点の交差点改良（県道改良を含む）について

国道464号と県道57号（千葉鎌ヶ谷松戸線）の交わる初富交差点は、交通量が多い上、船橋我孫子線側では右折が規制されている。

このため、車両が周辺の住宅地内道路を抜け道として利用しており、生活道路の安全性が損なわれ、市民生活に支障をきたしている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 速やかに初富交差点改良案をとりまとめ事業化を図ること。
- (2) 初富駅に近接する県道57号線（千葉鎌ヶ谷松戸線）の改良について事業化を図ること。

14 一般国道465号千種新田バイパスの整備促進について

一般国道465号は、橋梁の架け替えなど着実に整備が進んでいるが、いまだ屈曲狭隘な未整備区間が多く、観光バスなどの大型車の通行に支障をきたしている。

一昨年には、本路線の狭隘区間において死亡事故も発生しており、大変危険な状況にある。

一般国道465号千種新田バイパスが整備されれば、狭隘区間の通行を回避でき、歩行者等の安全を確保できるほか、緊急車両の到達時間の短縮や津波からの緊急避難路としても重要な役割りが期待できる。

また、同バイパスの整備は、現在整備が進んでいる県道君津大貫線や市道下飯野線と併せた広域的な道路網の形成のほか、南房総地域の観光振興にも寄与することから、本路線を早期に整備すること。

15 主要地方道及び県道の整備促進について

国道51号と国道126号を結ぶ主要地方道浜野四街道長沼線区間のうち、四街道市域における国道51号の吉岡十字路の交差点改良事業の進捗及び主要地方道浜野四街道長沼線の千葉市域の完成により、地区住民から全区間の早期完成を望む声が強くなっている。

また、県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区においては、児童や高齢者が被害者となる死亡事故等が発生している。

当該路線は児童の通学路として指定されており、令和元年度より歩道の未整備区間について、用地取得を行っている状況であるが、通学等の歩行者への安全対策が急務となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道浜野四街道長沼線における四街道市域の区間について、早期完成に向けて、より一層の事業推進を図ること。
- (2) 県道佐倉停車場千代田線の亀崎地区において、歩道の未整備区間を早期に整備すること。

16 かずさインターチェンジ及び道路網の整備について

東京湾アクアラインと首都圏中央連絡自動車道は一体となって首都圏を環状に結ぶことで整備効果を着岸地周辺都市に波及させているが、着岸地で増加傾向にある交通量を分散し、利用者にとって安全・安心な道路網を確保する必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) (仮称)かずさインターチェンジの早期着工
- (2) 主要幹線道路である(都)中野畑沢線・(都)西内河根場線の早期供用開始
- (3) 着岸地周辺4都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路、国道409号(袖ヶ浦ICから木更津金田IC間)の4車線化の早期事業化
- (4) 国道409号の袖ヶ浦市横田市街地幅員狭隘箇所及び大型車のすれ違いに困難な屈曲箇所の局所改良並びにJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則交差点の早急な改善
- (5) 県道長浦上総線の狭隘部の安全対策の実施

17 主要地方道及び一般県道の整備促進について

主要地方道千葉竜ヶ崎線は、千葉ニュータウン内に次々に建設されている大型物流施設による大型車両の交通量の増加により、狭隘箇所での歩行者の通行の危険性及び大型車両が原因とする交通渋滞が増加している。

また、主要地方道船橋印西線では、千葉ニュータウン地区から主要地方道市川印西線までが未整備のため、千葉竜ヶ崎線へ車両が集中する構造となっている。

さらに、現在整備中の一般県道印西印旛線は、JR小林駅へ通ずる幹線道路であり、かつ通学路でもあることから、一層の整備促進が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス(仮称)コスモス通りの早期完成
- (2) 主要地方道船橋印西線の延伸整備
- (3) 一般県道印西印旛線の早期完成

18 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの西部から白井市の中心部を結ぶ重要な幹線道路で一部を除き開通している。

本路線は国道464号の補完と白井市から印西市方面へのアクセスの向上が期待できるため、地元市では、県道整備に合わせ隣接市道の道路改良工事を実施しているが、県道整備の遅れが市道の整備計画に大きな影響を及ぼしている。

については、印旛西部圏域の発展並びに安全性及び利便性の向上から、本路線を早期に整備すること。

19 酒々井インターチェンジ周辺の活性化と空港へのアクセス道路の整備について

酒々井ICは、地域活性化ICとして、近接する成田国際空港と一体的に発展することが求められている中で、物流、企業立地、観光振興等の地域の活性化に大きく貢献している。

今後、空港の更なる機能強化により、当該IC及びその周辺地域の更なる整備や空港へのアクセス向上がより強く求められる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 酒々井IC周辺の土地利用について、農業振興地域の除外等の規制緩和、整備に係る補助制度の創設、さらに整備後の企業誘致支援を行うこと。
- (2) 富里市道01-008号線、01-009号線、01-010号線から国道296号を経て、県道八日市場佐倉線までの市道4-0016号線並びに01-004号線を千葉県において広域幹線道路として整備すること。

20 国道410号及び一般県道和田丸山館山線の早期整備について

国道410号、一般県道和田丸山館山線は、南房総全域を結ぶ重要幹線道路として、地域の発展に大きく貢献する道路である。

しかしながら、本路線の未整備区間については、狭隘で屈曲箇所も多く、市民生活に支障をきたしている。

については、当該路線における未整備区間の早期整備を行なうこと。

21 国道465号苅谷新田野バイパスの整備促進について

国道465号は、緑と海に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、地域創生にも大きく寄与し、首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。

更に防災において、千葉県緊急輸送道路1次路線と指定され防災拠点を相互に連絡する当該地域主要幹線道路とし特に必要な路線である。

各所で整備は進んでいるが、いまだ未整備区間が多く存在しているため、本路線のバイパス化等の整備促進を強化すること。

22 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路全線の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮・大原道路については、その一部(地域高規格道路茂原一宮道路(長生グリーンライン))の整備に着手したが、全線が整備区間となるには至っていない。

夷隅地域は、医療施設が希薄(薄弱)なために、長生・山武地域の医療機関に緊急時に依存する事が大いに予見される。

また、首都圏中央連絡自動車道に接続する本線から創出される中房総地域への観光振興のさらなる拡大、地域創生目標の実現のためには、極めて重要な路線である。

については、長生グリーンラインの早期完成はもとより全線の整備促進を強化すること。

23 主要地方道千葉大網線の整備について

主要地方道千葉大網線は、千葉市と大網白里市を結ぶ極めて重要な幹線道路であり、物流を担う主要道路として、また、市民生活に欠かせない生活道路として多く利用されている。

主要地方道千葉大網線の整備は、スマートICの開通による人や物の流れを市域に誘導し、活性化及び都市機能の向上を図るうえで必要不可欠である。

については、暫定供用となっている主要地方道千葉大網線と大網白里スマートICアクセス道路の交差点について、早期に完成させること。

(河川・港湾)

24 洋上風力発電設備の設置等に伴う港湾整備に係る地元市町村負担金の軽減について

再生可能エネルギーの主力電源化への取組が進められている中、千葉県の太平洋沿岸でも銚子市沖の海域において「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」に基づく、洋上風力発電設備の建設の検討が進められている。

洋上風力発電設備の整備とその後の維持管理を円滑に進めるためには、当該洋上風力発電設備からできるだけ近い地域に、必要な機能を備えた港湾が求められている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 千葉県沿岸地域に洋上風力発電設備の導入拡大を図るため、必要な港湾の整備を実施すること。
- (2) 港湾整備の際は、国の負担（補助）の引き上げを求め、さらに、市町村の負担割合を引き下げること。

25 県排水機場の老朽化対策について

真間川排水機場、秣川排水機場、中江川排水機場、湊排水機場及び猫実排水機場は、建屋、機械・電気設備等が全体的に老朽化している。

平成30年度に台風が接近した際には中江川排水機場の1号ポンプが故障し、仮設ポンプと国土交通省より手配した排水ポンプ車で対応する事態となった。

これらの排水機場は、千葉県河川管理施設長寿命化計画に基づき順次、調査及び整備を行っているが、県内には施設数が多く、整備に時間を要している。

万が一、治水上大変重要な施設である県排水機場が、台風や局地的豪雨などの際に機能しない場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念されることから、早期の老朽化対策を講じること。

26 旧江戸川の護岸改修について

千葉県では「江戸川左岸圏域河川整備計画」において、一級河川旧江戸川の護岸改修を明記しているが、地元市の区間約5.0kmにおいては、緊急

船着場の機能を有する常夜灯公園周辺及び広尾防災公園周辺の改修に留まっており、完成の目途はたっていない。

旧江戸川の護岸は、整備から既に40年以上が経過し老朽化が著しく、近年、大規模地震や台風の大型化、局地豪雨の頻発など、自然災害リスクが年々高まっていることから、地域の安全安心に向けた旧江戸川全区間の護岸改修が求められる。

しかし、地元市の区間のうち未改修区間は約4.3kmもあり、低地盤である行徳地区の安全確保のためには早期の護岸整備が必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 大規模地震や台風の大型化、局地的豪雨の頻発など、自然災害リスクに備え、早期改修を実施すること。
- (2) 旧江戸川は、都市における貴重なオープンスペースであることから、「江戸川左岸圏域河川整備計画」において位置付けられている「水辺に親しめる空間を創出する」という考えのもと、改修を進めること。

27 海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備等について

海老川水系では、台風などの大雨により度々浸水被害が発生しており、抜本的な治水対策を早急に実施することが必要となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 海老川水系の二級河川飯山満川の抜本的な治水対策として、千葉県管理の二級河川飯山満川の早急な整備改修を行うこと。
- (2) 海老川上流地区の土地区画整理事業内の二級河川飯山満川の整備改修については、事業スケジュールに合わせて区域内の整備改修を行うこと。
- (3) 海老川調節池の事業について、早期整備を行うとともに、「ふなばしメディカルタウン構想」に示す調節池の上部利用ができるよう地元市と綿密な協議を行い、事業を進めること。

28 館山港多目的観光棧橋の整備促進について

館山港多目的観光棧橋については、これまで港湾管理者である千葉県において2号物揚場の増設や大型バスの待機旋回、歓迎行事の実施等に支障を来たしている－7.5m岸壁の整備について検討しているが、平成14年に国・

県・市の三者で策定した「館山港港湾振興ビジョン」で示された計画に比べ、その規模は、大幅に縮小されている。

船舶寄港増加や安房地域の海の玄関口として、安房地域全体への観光振興につなげるため、現在計画している事業を含め、先端岸壁の陸側に高速ジェット船が接岸する際の波浪の影響を軽減するための消波用スクリーン等の早期整備や小型船舶係留施設及び道路部分の整備等について「館山港港湾振興ビジョン」に基づいた規模で整備を拡充すること。

29 二級河川の整備・維持管理及び広域地盤沈下対策について

令和元年10月25日の大雨により二級河川の数箇所では河川が氾濫し、特に一宮川沿線の茂原市街地を中心に住居や店舗およそ3,700棟が床上床下の浸水被害を受け、平成元年、平成8年、平成25年に続き四度目の被災となり、被災した多くの市民は度重なる浸水被害により精神的・経済的に疲弊している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 河川改修を主とする浸水対策の早期完成のため、関係予算の増額を図ること。
- (2) 一宮川水系について、上流域や支線の河川整備計画を策定し一日も早く事業化を図ること。
- (3) 南白亀川水系赤目川について、河道改修及びA調節池を早期に完成させること。
- (4) 上記(2)及び(3)の河川の維持管理について、堆積土撤去及び竹木伐採などの河川管理を定期的を実施すること。
- (5) 広域地盤沈下の影響による内水氾濫については、河川改修と合わせた排水機場整備に多額の費用が掛かるため、補助率を上げるとともに、同対策の補助対象に排水樋管の能力増強や貯留施設整備を含めるよう拡充すること。

30 印旛沼の総合的な対策について

印旛沼周辺は風光明媚で、レジャーや観光が盛んである。

またその表流水は上水道や工業用水及び農業用水の水源としても利用されている一方で、その水質は常に全国ワースト上位となっている。

印旛沼流域は13市町と広域にわたり、県を主体に流域市町等が協力して水質浄化などの諸問題に取り組んでいるが、未だ抜本的な解決は図られていない。

また、複数の河川や水路の流末となっていることから、印旛沼の水位が周辺地域に与える影響は非常に大きなものとなっている。

については、水質改善や治水対策として、堆積した底泥の浚渫や、水の流動化を図る導水対策を実施すること。

31 一級河川大柏川第二調整池の整備促進について

鎌ヶ谷市南部に位置する馬込沢地区については、水害の常襲地区であり、床上・床下浸水に何度も見舞われる家屋も数多くある。地元市では、この浸水被害を軽減させるため、一級河川大柏川の上流に位置する準用河川二和川流域に貯留池等を整備し、治水対策を進めてきたが、浸水被害は、解消していない。

このような中、一級河川大柏川第二調節池の用地取得が進捗したことから、地元市では、準用河川二和川整備事業を進めている。

については、この事業の整備効果を発揮させるためには、一級河川大柏川第二調節池の整備促進が必要不可欠となるため、速やかに事業を完了すること。

32 一級河川鹿島川の溢水対策について

一級河川鹿島川は、現在、佐倉市の高崎川とともに、河川改修事業が進められているが、平成25年10月の台風26号の影響による氾濫、令和元年10月の大雨による氾濫が発生している。

これらの豪雨等による河川氾濫により、水田や道路等の冠水のほか、成田空港関連施設においても浸水被害を受けるなど、早急な対策が必要となっている。

については、近年、豪雨等の発生頻度が高まっているため、河川氾濫の対策について早期実現に向けた措置を講じること。

33 二級河川堀川の災害対策について

二級河川堀川は、地元市の海岸地区の雨水排水を担う重要な河川であるが、昨今の地盤沈下や海面上昇に加え、高波が河川堤防を越水し浸水被害が生じる危険性がある。

については、二級河川堀川の護岸及び河口部導流堤を改修すること。

34 二級河川小中川の整備等について

二級河川小中川は、J R 大網駅から指定区間上流端までの区間について、昨今の局地的な集中豪雨の状況を勘案すると、地域への浸水被害の危険性が非常に高く治水事業の実施が急務となっている。

また、同河川の水位情報は地元市にとって防災上重要な情報であるが、令和元年の大雨災害の際は、欠測により水位情報が得られなくなった。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 暫定供用となっている主要地方道千葉大網線と大網白里スマート I C アクセス道路の交差点整備と併せて、同交差点から駒込交差点までの区間に係る治水整備を一体的に行うこと。
- (2) 確実に水位情報が得られるよう機器の改修等の対策を講じ、欠測などの不具合が生じないように対応すること。

(都市基盤)

35 下水道の整備促進について

流域関連公共下水道の未普及地区の下水道整備を促進するためにも、現在、整備が進められている江戸川第一終末処理場の早期完成を図ること。

また、雨天時侵入水に対する対応として、江戸川第二終末処理場や市川ポンプ場の効果的な運転及び江戸川左岸流域の関連する市に対し、不明水対策の指導を引き続き行うこと。

36 成田国際空港の更なる機能強化への対応について

成田国際空港の更なる機能強化による運用時間の延長や旅客数の増加に伴い、特に深夜帯における空港発着電車とバスの増発、成田国際空港や羽田空港と都心を直結する「都心直結線」の整備、空港への公共交通アクセスの増強が喫緊の課題となっている。

また、成田国際空港及びその周辺では、現在でも物流施設や大型店舗等の進出等により、既存道路の混雑の緩和及び新たな公共交通網の整備について、早期に具体的な対策を行う必要がある。

さらに、本年3月に開院した大学病院の医療従事者や成田国際空港の更なる機能強化に伴う空港内従業者等の増加により、空港や大学病院の隣接地域における住宅需要が高まることが予想される。

地元市では既存の市街化区域内において、新たな開発の余地が少ない状況の中、新たな開発需要や人口増加に適切に対応していくための都市機能や住環境の整備が図られるよう、新たな市街地の整備についてスピード感のある街づくりが求められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田国際空港への公共交通アクセスの更なる向上を推進するよう、早急に国に働きかけるとともに、都心直結線については、東京都との3者協議の場を設けること。
- (2) 千葉県を中心に、成田国際空港周辺の地域づくりに関する具体的な地域振興策を「(仮称)実施プラン」として策定するなかで、空港周辺地域の交通利便性向上に向けて、県道成田小見川鹿島港線をはじめとした、各種インフラ整備及び新たな交通ネットワークの検討を速やかに進め、その具体策について早期に提示すること。
- (3) 千葉県の都市計画の見直し手続きにおいて、空港の機能強化に伴う、新たな市街地開発を目的とした市街化区域への編入等についての手続きを円滑に進められるよう、協議・調整を図ること。
- (4) 医療関連産業の集積のための新たな産業用地の確保を含め、インフラ整備や企業誘致等についての財政面を含めた多様な支援をすること。

37 運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について

平成10年度から施行している運動公園周辺地区土地区画整理事業については、令和2年3月13日付で事業計画変更告示が行われ、事業期間が令和11年度まで延伸された。

また、県立市野谷の森公園は、平成12年に都市計画決定され、平成19年度には千葉県施行事業として整備が進められた。

周辺の土地区画整理事業は着実に進捗し、公園隣接地域はすでに市街化されており、市野谷の森公園の早期完成を求める多くの声があがっている。

については、次の事項について措置を講じること。

(1) 運動公園周辺地区土地区画整理事業について

ア 計画どおり確実な換地処分が行えるよう徹底した事業進捗及び執行管理を行うこと。

イ 都市計画道路3・4・5号加市野谷線をはじめとした幹線道路及び地区南側の整備のために必須となる2号調整池について、早期整備を図ること。

ウ 予算及び職員をこれまで以上に確保し、更に遅延が生じないよう事業推進を図ること。

(2) 県立市野谷の森公園について

ア 一日でも早い完成を目指し、部分供用が可能となる段階的な展開を進めること。

イ 未事業化の公園部分については、貴重な緑の保全を図るためにも、令和3年度までには事業認可を取得し、早期整備を図ること。

38 県立八千代広域公園事業の早期完了について

本公園は、印旛放水路（新川）を含む全体面積約53.4haの広域公園で、公園内に「八千代市総合グラウンド」及び「TRC八千代中央図書館・オーエンス八千代市民ギャラリー」があり、地域における情報文化・スポーツの中心エリアとなっている。

平成30年度には、村上側約9.8haについて、千葉県の施工により公園整備が概成したところである。

については、この公園は、市民の憩いの場や広域避難場所としての機能を有する公園であることから、萱田側約8.8haについても、整備を促進し早期完了を図ること。

第9 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 G I G Aスクール構想の実現に向けた財政措置等の支援について

G I G Aスクール構想に伴い、校内通信ネットワークの整備費用が補助されることとなったが、整備後のランニングコスト（回線使用料等）が大きな課題となる。

また、併せて児童生徒1人1台端末の導入にかかる費用も補助されることとなったが、整備後の端末更新等に係る国の支援策が示されていないため、万が一財政支援が受けられない場合には、市町村財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) ネットワークにかかるランニングコストに対する財政支援の創設、端末の維持・更新にかかる経費、I C T支援員の配置に係る経費について、自治体の財政力に係わらず国の責任で支援するよう働きかけを行うこと。
- (2) 「教育立県ちば」を実現するため、I C T支援員配置に係る県独自の補助制度やI C T支援員人材バンクの創設などにより市町村の取組を支援すること。

2 いじめ・不登校対策に係る相談環境の整備と充実について

家庭環境の多様化や社会環境の変化等によって、児童生徒が抱える課題は複雑化し、児童生徒や保護者からの教育相談のニーズが高まっており、小中学校のいじめや不登校の問題、児童生徒・保護者の相談に対応するため、県からスクールカウンセラーが、小中学校に配置されている。

心理の専門家であるスクールカウンセラーにより、児童生徒・保護者が抱える悩みに対して、早期から専門的な対応がなされ、学校が提供できる相談機能を飛躍的に高めており、児童生徒や保護者の安心と学校への信頼につながっているところである。

しかし、児童生徒や保護者からの相談ニーズが高く、2～3週間も待たせてしまうなど、即時に対応できない場合が増えている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 早急に、スクールカウンセラーを全小学校に配置すること。
- (2) スクールカウンセラーの小・中学校への配置時間の拡充を図ること。
- (3) 様々なツールを介した相談環境の整備に係る新たな財政支援を創設するよう、国に強力に働きかけを行うこと。

3 特別支援の免許状取得者及び特別支援学校、特別支援学級勤務経験者の積極的な配置について

特別支援教育の充実に向けて、市内全校に自閉症・情緒障がい特別支援学級及び教室を開設した市では、特別支援学級の担任等の定数が増加した。

しかし、特別支援学級等には、特別支援の免許状取得者及び特別支援学校、特別支援学級勤務経験者をできる限り配置するように努めているが、支援学級等の勤務経験者の人員は不足が続いている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 特別支援の免許状取得者及び特別支援学校、特別支援学級勤務経験者の適正な人員配置を行うこと。
- (2) 特別支援学級の担任として、新規採用者の配置についても検討すること。

4 「養老川流域田淵の地磁気逆転地層」の見学環境整備に係る確かな支援について

「養老川流域田淵の地磁気逆転地層」は、国の天然記念物の指定を受けるほか、国際境界模式地（GSSP）に認定され、地質年代区分に「チバニアン」と名付けられるなど、日本で唯一の世界的な価値が認められた場所である。

地球史に名前を刻み、国の宝とも言えるこの場所を適切に保存保護し、その価値を多くの人に安全快適に伝えることは、観光誘客など千葉県全体の活性化につながると同時に、教育面でも大きな財産となる。

については、地層周辺の整備や、見学路、ガイダンス施設の整備等に必要な支援を国へ働きかけるとともに、県においても新たな補助制度を創設するなど、GSSPの活用に係る取組に対し、確かな支援を行うこと。

5 教育活動充実のための教職員等の加配について

千葉県内では、少子化が深刻な状態であり、学校の小規模化が進み、複式学級や単学級のある学校が増加している。

学校の統合は、保護者や児童生徒にとって新たな環境の変化となるため、不安を感じるとともに、教職員にとっても、通常業務に加え、統合に伴う移管作業や各種会議への参加等があるため、多忙への不安も多く聞かれている。

しかしながら、学校の統合においては、統合の前年度からの加配措置は1人もなく、これまでの人員で統合に係る業務も行わなくてはならない状況となっている。

さらに、令和2年度には小学校、令和3年度には中学校の学習指導要領が改訂され、新学習指導要領では、これから訪れる予測困難な時代を生きる力を、子ども達に身に付けさせることが求められており、そのためには、学校において「主体的・対話的で深い学び」を展開していかなくてはならない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 新学習指導要領における児童生徒の多様な学びの対応には、定数配置の教員だけでは対応が困難であるため、常勤の講師の加配を行うこと。
- (2) 学校の統合に伴う教職員の配置については、統合の前年度から加配を行うこと。

6 県立特別支援学校の設置について

第2次県立特別支援学校整備計画では、市川特別支援学校の学区の児童・生徒数の過密状況に対して、新設校等を設置することにより、その解消を図ることとしている。

新設校等については、学区内の小・中学校等の空き校舎等の活用が示されているが、それにとどまらず、「共生社会」の実現の観点から、児童・生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型について検討することも必要である。

については、設置形態も含めて協議の上、未設置の地域への特別支援学校の設置について早期に実現すること。

第10 警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 市道における規制線等の早期補修に係る予算の拡充について

現在、千葉県においては「ゼブラ・ストップ活動」を推進し、横断歩道等における歩行者等の優先義務を運転者に徹底し、歩行者等の保護を強化する取組を実施している。

この取組をより効果的に進めるためには、既存道路の規制線等を運転者に確実に認識させることが重要である。

しかしながら、各所において路面標示が薄くなり、運転者が規制線等を識別することが難しく、危険につながる状況が見受けられる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「ゼブラ・ストップ活動」のより着実な実施に向け、千葉県における規制線等の補修等に係る予算を拡充すること。
- (2) 歩行者等の安全確保の点から早急な対応が必要である場合は、千葉県が行う規制線等の補修について、市が補修工事を受託できる仕組みを検討すること。

2 幹部交番の警察署への昇格等、警察体制の強化について

八街市の犯罪認知件数は、近年の最多件数である平成25年より約半数以下に減少し、平成30年には473件、前年比で140件、率にして約23%減少している。

これは、警察による治安対策強化に加え、地元市による市民と一体となった自主防犯パトロールの推進や、青色回転灯装備車によるパトロールの実施、その他、人出の多い駅周辺での街頭防犯カメラの運用や、平成29年度より開設した防犯ボックス等、独自の防犯対策を実施してきた成果でもあると認識している。

しかし、市民生活の安全安心を高めるためには、更なる警察力の強化が求められている。

については、八街幹部交番の警察署への昇格・機能の充実を含めた警察体制の強化を図ること。